

(7) 地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて

- 地方公共団体が介護サービス提供施設を設置し、旧地方自治法の規定に基づく公の施設の管理の委託として、当該介護サービス提供施設の運営を民間法人に委託している場合の介護保険法上の指定の申請をすべき者等については、『いわゆる「公設民営」等の取扱いについて』(平成11年7月27日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長。以下「公設民営事務連絡」という。)により、その取扱いを示してきたところである。
- 今般、旧地方自治法の管理委託制度の経過措置期間が終了すること、今国会に提出した「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」において構造改革特別区域法第31条（特別養護老人ホームの公設民営特区）を削除することとしていることにより、公の施設の管理については、指定管理者制度へ完全に移行することとなる。これに伴い、指定管理者制度を活用している場合の指定の申請をすべき者等について、改めて、次のとおり整理することとする。

なお、この取扱いについては、別途通知を発出する予定であり、これに伴い、公設民営事務連絡は廃止することとしている。

ア 介護保険法上の指定の申請をすべき者について

(ア) 現行の取扱い

公設民営事務連絡においては、次のような取扱いとしており、指定管理者制度の下でもこれを踏襲している。

- ① 旧地方自治法の管理委託制度における利用料金の収受として、介護給付等対象サービス提供時の利用者負担及び当該サービスに係る介護報酬を民間法人の収入とさせている場合であって、当該利用者負担及び介護報酬の収入が当該民間法人の当該事業に係る主たる収入であり、当該事業の運営責任が当該民間法人に移っていると解されるときは、当該民間法人が指定の申請をすること。
- ② 特別養護老人ホームやデイサービスセンターの公設民営の場合においては、老人福祉法の規定に基づく届出又は認可の申請をすべき者も、指定の申請をすべき者と同一にすること。

(イ) 見直し後の取扱い

- ① 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設
　介護保険法第78条の2第1項、第86条第1項及び第107条第1項の規定により、指定の申請は「施設の開設者」が行うこととされていることから、老人福祉法及び医療法上の「開設者」である地方公共団体を指定の申請をすべき者とすること。

この場合において、介護保険法及び指定基準ではサービス提供の主体や介護報酬等の収受の主体は「施設」とされていることを勘案し、利用者との契約や介護報酬等の収受の主体を「施設」の管理を行っている指定管理者とすることとして差し支えない。

したがって、地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設について、社会福祉法人以外の法人が指定管理者となる場合で、利用料金制を採用しているときであっても、地方公共団体を「開設者」として、指定の申請をすることが可能となる。

② 介護老人保健施設

介護保険法第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の許可の申請は「開設しようとする者」が行うこととされていることから、公の施設の開設者である地方公共団体を許可の申請をすべき者とすること。

この場合において、介護保険法及び指定基準ではサービス提供の主体や介護報酬等の収受の主体は「施設」とされていることを勘案し、利用者との契約や介護報酬等の収受の主体を「施設」の管理を行っている指定管理者とすることとして差し支えない。

③ 居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業を行う介護サービス提供施設

介護保険法第70条第1項及び第78条の2第1項の規定により、指定の申請は「事業を行う者」が行うこととされていることから、居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業の提供主体である指定管理者を指定の申請をすべき者とすること。

ただし、指定管理者制度の利用料金制を採用せず、介護報酬等の収受の主体を地方公共団体としている場合には、地方公共団体を指定の申請をすべき者とすること。

イ 地方公共団体の責務

介護サービス提供施設の管理を指定管理者に行わせる地方公共団体は、当該介護サービス提供施設の管理運営に係る責任を有する者として、指定管理者が介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を遵守するよう、条例や指定管理者との間で締結する協定等により、必要な措置を講じなければならない。

ウ 指定管理者とができる者の範囲について

指定管理者には、原則として、民間事業者等が幅広く含まれ、その対象は限定されないものである。

特に、特別養護老人ホームについては、旧地方自治法上の管理委託制度と比べて地方公共団体の関与が強化されていることを踏まえ、従来から指定管理者制度の下では、株式会社でも指定管理者として管理を行うことができる取扱いをしている。(こうした経緯があり、特別養護老人ホームの公設民営特区を全国展開するに当たり、指定管理者制度に一本化することとしたものである。)

ただし、介護老人保健施設については、指定管理者は介護保険法第94条第3項第1号に規定する者に限定されるものであり、営利を目的とする者を指定管理者とすることはできない。

また、病院及び診療所は営利を目的とする者を指定管理者とすることはできないとされている(平成15年11月21日医政総発第1121002号厚生労働省医政局総務課長通知)ことから、病院及び診療所がサービス提供施設である介護療養型医療施設についても、営利を目的とする者を指定管理者とすることはできない。

エ 地域密着型介護老人福祉施設等の申請者の変更について

地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設については、介護保険法第78条の2、第86条及び第107条の規定により、指定の申請は「施設の開設者」が行うこととされているが、介護保険法上の指定の申請者が老人福祉法及び医療法上の「開設者」となっていない場合は、申請者の変更を行う必要があるため、指定の更新の際には、「開設者」が指定の申請を行い直すこと。

オ 老人福祉法上の届出者の変更について

現行の取扱いのとおり、介護保険法上の指定の申請者と老人福祉法上の特別養

護老人ホーム等の設置の届出者は同一にすべきであるが、申請者と届出者が同一となっていない場合は、届出者の変更を行う必要があるため、介護保険法上の申請者が設置の届出を改めて行うこと。

- 上記の内容を表に示すと次のとおりである。

ア 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設及び介護老人保健施設

施 設		老人福祉法等上の開設の届出主体	介護保険法上の指定の申請主体	利用者との契約締結等の主体
現 行	利用料金制(無)	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制(有)	指定管理者	指定管理者	指定管理者
見直し後	利用料金制(無)	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制(有)	地方公共団体	地方公共団体	指定管理者

イ 居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業を行う介護サービス提供施設

施 設		老人福祉法上の開設の届出主体	介護保険法上の指定の申請主体	利用者との契約締結等の主体
現 行	利用料金制(無)	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制(有)	指定管理者	指定管理者	指定管理者
見直し後	利用料金制(無)	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制(有)	指定管理者	指定管理者	指定管理者